

2021年3月25日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

< 当社の外国人持株比率について >

認定放送持株会社であるフジ・メディア・ホールディングス(FMH)は、放送法により、外国人株主の議決権比率が20%未満であることが求められています。

この制限は、議決権保有が確定していない「株式所有者」における比率を制限するものではなく、「議決権を有する株主」における比率を制限しています。FMHは、「株式所有者」の中から、「議決権を有する株主」として認めるための株主名簿確定作業を行う際に、外国人の「株式所有者」が20%以上であった場合は、その超過分について株主への登録、名義書換を拒否することが法律で認められています。名義書換がされなければ、株主総会への出席や議決権を行使する権利を有する株主ではなく、会社の経営に意見を表明することはできません。これにより、「議決権を有する外国人株主の比率」は法律に則り常に20%未満に抑えられており、「放送法違反」に該当することはございません。

なお、証券保管振替機構により公表されているFMHの外国人保有比率は、「議決権を有する株主」における比率ではありません。これは、特に外国人の保有比率が20%以上であった場合、株式を保有しても、「議決権を有する株主」にはなれない可能性があることを外国人に注意喚起するため、同機構が公表しているものです。

ただし、議決権を持たなくても、売買差益及び配当を目的として株式を保有することは自由であり、法的な制限は加えられておりません。なお、日本の上場会社における外国人の株式保有比率は2019年度で29.6%であり、FMHの外国人株式保有比率は平均的な水準となっています。